

教 生 学 第 7 3 7 号
令和元年（2019年）11月28日

各 教 育 局 長
道 立 中 等 教 育 学 校 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
（各市町村立中学校長）
様

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 田 中 賢 一

児童生徒のネット犯罪被害の防止に向けた取組について（通知）

このことについて、北海道警察本部生活安全部少年課長から別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

道内においては、10月末現在SNS等に起因する福祉犯事件の被害児童生徒数が昨年を上回っているほか、児童生徒が使用する携帯電話へのフィルタリングの利用も約4割の保護者にとどまっているところです。

また、この度の大阪市の女子児童誘拐事件においてもSNSが悪用されるなど、その危険性が改めて顕在化している状況です。

このため、各学校において児童生徒のネット犯罪被害の未然防止の取組を一層充実させる必要があることから、各中学校で実施される保護者向け入学説明会などの機会を活用して、警察と連携した啓発活動に取り組むようお願いします。

担 当：生徒指導・学校安全グループ

主幹 小 林 友 則

T E L：(011) 231-4111（内線 35-656）

F A X：(011) 272-1234

メール：kobayashi.tomonori@pref.hokkaido.lg.jp



道本少(非)第205号

令和元年11月25日

北海道教育庁

学校教育局生徒指導・学校安全課長 殿

北海道警察本部生活安全部少年課長

児童生徒のネット犯罪被害の防止に向けた取組について（依頼）

日頃から、少年の非行防止、健全育成等の警察活動に対し、深い御理解と御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、北海道警察では、児童生徒のSNS等に起因する犯罪被害防止に向けて、教育機関と連携しながら、フィルタリングの設定やスマートフォン等の使用に対する家庭内のルール作りなどの普及に取り組んでいるところであります。

しかしながら、道内におけるSNS等に起因する児童ポルノ、児童買春等の福祉犯事件の被害児童数は、本年10月末で117人となり、昨年1年間の被害児童数99人をすでに大きく上回るなど、児童生徒を取り巻く環境は非常に厳しい情勢にあります。

また、本年3月に内閣府が公表した調査結果によると、「児童生徒が使用する携帯電話にフィルタリングを利用している。」と回答した保護者の割合は36.8%に止まっており、被害防止に有用なフィルタリングの普及も、いまだ十分とは言えない状況にあります。

こうした情勢を踏まえ、北海道警察においては、教育機関の皆さまと連携させていただき、スマートフォン等の新規購入、機種変更の増加が予想される入学時期に合わせ、本年12月以降に各中学校で実施が予定されている保護者向け入学説明会の機会を利用した啓発活動を今年度も実施したいと考えております。

つきましては、別紙の要領を御確認いただき、本取組の趣旨を御理解いただくとともに、各市町村教育委員会及び所管する中学校への周知の御協力をお願い申し上げます。

(少年課非行対策係 251-0110内線3078)

別紙

警察官等による中学校における入学説明会時の説明について

1 目的

中学校における入学説明会に警察官等が赴き、保護者に対してフィルタリング設定の重要性等について説明し、その理解を深める。

2 実施日

各中学校が実施する入学説明会当日

3 説明時間

5分間程度

4 説明内容

- (1) フィルタリングの重要性や必要性、年齢等に応じた利用の促進
- (2) SNS等の利用による福祉犯被害の実態と防止対策

5 実施方法

警察官等による説明会の確保が可能な学校につきましては、学校の所在地を管轄する警察署の少年担当係まで電話連絡をされ、日程を調整願います。